

高等職業訓練促進給付金の 対象資格等が拡充されます！

【高等職業訓練促進給付金】

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間（48か月を上限）に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。

【対象資格の例】

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、歯科衛生士、柔道整復師、理・美容師、社会福祉士、建築士、自動車整備士など

⇒ 令和3年度、下記の点が拡充されます！

- (1) 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間支給。
- (2) 令和3年度内に修業を開始する場合に限り、修業期間を6か月以上とし、デジタル分野等の民間資格も対象。（令和3年度限り）

詳しくは、お近くの県保健福祉（環境）事務所へお尋ねください。
（※市にお住まいの方は、それぞれの市にお問い合わせください。）

事務所名	電話番号	管轄区域
粕屋保健福祉事務所	092-939-1592	糟屋郡
宗像・遠賀保健福祉環境事務所（分庁舎）	093-201-4162	遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（分庁舎）	0949-22-5692	鞍手郡、嘉穂郡
田川保健福祉事務所	0947-42-9315	田川郡
北筑後保健福祉環境事務所（分庁舎）	0942-30-1072	朝倉郡、三井郡
南筑後保健福祉環境事務所（分庁舎）	0943-22-6965	三潁郡、八女郡
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2970	京都郡、築上郡